

卸売市場法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成28年4月
食料産業局食品流通課

1 改正の趣旨

- (1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）では、立場の異なる卸売業者と仲卸業者を対置させ適切な価格形成を行う観点から、中央卸売市場における卸売の業務について、卸売業者が当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売（第三者販売）をすることや、仲卸業者が当該市場の卸売業者以外の者から買入れて（直荷引き）販売することを原則として禁止しつつ、卸売市場法施行規則（昭和46農林省令第52号）で定める特別の事情がある場合等であって、業務規程に基づき開設者が認めたときは、特例としてこれらの行為が可能となっている。
- (2) 今般、国産農林水産物の輸出促進に当たって、集荷・分荷、代金決済等の機能を有する卸売市場の活用が期待されているが、中央卸売市場における卸売業者が外国の食品事業者等と連携し、国産農水産物の販路拡大のため第三者販売を行う場合や、仲卸業者が輸出に意欲のある農林漁業者等と連携し、当該農林漁業者等から直荷引きを行って外国の食品事業者等へ販路開拓を行う場合には、現行規定で対応することが困難となっている。
- (3) また、第10次卸売市場整備基本方針の策定に先立ち、学識経験者、市場関係業者等で構成される「卸売市場流通の再構築に関する検討会」で議論を行い、平成27年3月に取りまとめられた検討会報告において、第三者販売・直荷引きの原則禁止について、卸売市場を活用した国産農林水産物の輸出の円滑化・効率化を図るため、海外の輸入業者への第三者販売や輸出に意欲を持つ産地からの直荷引きをその例外とするなど、より柔軟な運用とすることが必要との提言がなされたところである。
- (4) 現行規定においても、産地や実需者ニーズに的確に対応した契約取引を推進する観点から、卸売業者や仲卸業者が農林漁業者や実需者との契約に基づき新商品の開発等を行う場合であって、当該市場の取引の秩序を乱すおそれがないと開設者が認めた場合には、特例として第三者販売や直荷引きが認められており、農林漁業者や外国の食品事業者等との契約に基づき輸出に係る第三者販売や直荷引きを行う場合であって、当該市場の取引の秩序を乱すおそれがないと開設者が認める場合であれば、現行規定を逸脱するものではないことから、第三者販売及び直荷引きが可能となる特例として追加する。

- (5) 併せて、上記検討会報告において、他市場の卸売業者との集荷の共同化等に関する契約に基づく第三者販売・直荷引きや、卸売市場の電子商取引に基づく商物分離取引について、市場取引委員会等の手続をより迅速かつ簡易な運用とすることが必要との提言がなされたことから、開設者が当該取引を承認する際の意見聴取手続の運用改善を図るなど所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる場合の要件追加（第24条第1項第7号関係）

卸売業者が、食品製造事業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約（品目、数量の上限、実施期間（一年未満）及び入荷量が著しく減少した場合の措置を定めたもの）に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が当該市場の取引の秩序を乱すおそれがない旨の開設者の承認を受けている場合を追加する。

- (2) 仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れることができる場合の要件追加（第28条第1号ニ関係）

仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約（品目、数量の上限、実施期間（一年未満）及び当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置を定めたもの）に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが当該市場の取引の秩序を乱すおそれがない旨の開設者の承認を受けている場合を追加する。

- (3) 市場間連携に係る第三者販売及び直荷引き、電子商取引に基づく商物分離取引を承認する際の意見聴取手続の運用改善（第24条第1項第5号ロ、第26条第3号及び第28条第1号ロ(2)関係）

他の卸売市場の卸売業者との集荷の共同化等の業務連携に関する契約に基づく第三者販売及び直荷引き、卸売市場の電子商取引に基づく商物分離取引について、開設者が承認する際の手続として、市場取引委員会の意見を聴くことのほか、開設者が指名する卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者から意見を聴くことも可能とする。

- (4) 第三者販売に係る規定の改正に伴う卸売業者の事業報告書の記載方法の改正（別記様式第1号第1の4(4)関係）

事業報告書中、「販売方法別取引の状況」の「うち契約に基づく取引」欄に、輸出に係る契約に基づく第三者販売の取引実績を含めて記載するよう改正する。

3. 施行期日

公布の日（平成28年4月1日）